平成２３年（フ）第１１２号
青森県五所川原市大字稲実字米崎115番地45
債務者　岡村　浩治
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
青森県五所川原市大字稲実字米崎115番地45
債務者　岡村　千春（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２３９６号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　608号棟103号室
債務者　熊谷　奈み
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８５号
静岡県浜松市南区青屋町112番地の１　アネックス青屋101、前住所静岡県浜松市東区貴平町280番地
債務者　武田　和仁
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
静岡県磐田市国府台91番地４
債務者　藤田　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
川崎市麻生区上麻生５丁目11番26号　第２栄荘２－２
債務者　細川　正明
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６１２号
川崎市川崎区殿町３丁目５番１号　シエールグラン多摩川203
債務者　関　　昌代
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
川崎市中原区中丸子460番地３　石戸荘102
債務者　早川　貴彦
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４２７４号
埼玉県八潮市緑町４丁目10－１　スカイタウン壱番館106
債務者　津留　竜一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２８０号
東京都大田区久が原２丁目13－２　中野方１Ｆ
債務者　天野　好一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３３２号
東京都江戸川区江戸川１丁目20
債務者　関口美登利
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０３号
東京都渋谷区東１丁目６―15―102
債務者　柏崎　紗織
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０４号
東京都足立区西新井本町１丁目21―15
債務者　上原　雄一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０７号
千葉県松戸市五香西３―10―14―103、住民票上の住所東京都葛飾区白鳥３丁目23―４―301　アリビオお花茶屋Ⅰ
債務者　松野　朱栞
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０８号
東京都墨田区菊川３丁目４―５―302
債務者　影山　眞理
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４０９号
埼玉県川越市岸町１丁目44―24
債務者　南　　里香（旧姓津久井）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部